

市民による新しい「古賀市」のカタチ、いっしょに作ってみませんか？

～古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会委員を募集します～

市では住民自治を推進するため平成28年度を目標として、自治基本条例を策定する予定です。自治基本条例とは、市民が「自分たちのまちのことを自分たちで考え、決めて、実行していく」という考え方や、市民・議会・行政がそれぞれ果たしていく役割などを定めた基本的なルールのことです。

今回、古賀市自治基本条例(仮称)をいっしょに作り上げていく市民の委員を募集します。古賀の新しい共働に向けて、ぜひご参加ください。

- 期間 平成27年1月～平成28年8月(予定)
- 内容 古賀市自治基本条例(仮称)の素案作成
- 募集人数 5人程度
- 申込資格
 - ①平成27年1月1日時点で満18歳以上の人
 - ②市内に在住または通勤・通学している人
 - ③平日の夜間に開催する会議(月1回程度)に継続して参加できる人

Check!

●現在、条例を制定している市町村では、①まちづくりの基本原則や基本理念②市民・行政などの役割③情報共有、参加・共働に関する規定を決めているところが多いようです。ただし、市町村ごとに事情が違うので同じものを作る必要はありません。市民の皆さんの力で古賀にふさわしい「市民が主役のまちづくり」を進めましょう！

- 申込期間 11月14日(金)まで
- 申込方法 必要事項(住所・氏名・生年月日・職業・電話番号)を記入し、「私が考えるまちづくりのルール」のテーマの小論文(800字以内)を添えて提出・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で申し込みください。
※申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- 報酬 5,000円程度/回(交通費などを含む)
- 宛て先・問い合わせ 地域コミュニティ室
〒811-3192(住所不要)
☎942-1165 FAX942-3758
✉commu@city.koga.fukuoka.jp